

精神障害者の地域移行に関する国の動向と文京区の精神保健施策

	国の動向	文京区の動向
平成16年度	「精神保健医療福祉の改革ビジョン」より 「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念が示される	
平成18年度	障害者自立支援法施行	
平成23年度		地域安定化支援事業
平成24年度	地域相談支援(地域移行・地域定着支援)の個別給付化	地域安心生活支援事業（24時間緊急時相談支援事業、 緊急時ショートステイ事業、地域生活体験事業）
平成25年度	障害者総合支援法施行	
平成26年度	精神保健福祉法改正	単身生活サポート事業
平成27年度		地域移行検討会議、実務者連絡会 障害者基幹相談支援センター開設
平成28年度	基本コンセプトとして「 地域共生社会 」の実現が挙げられる これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会 「 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 」	
平成30年度	第5期障害福祉計画 「 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業 」	
平成31年度 (令和元年)		「 にも包括 」構築のための協議の場として位置づけ 本富士拠点開設
令和2年度	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 に係る検討会	地域の課題の共有のためのアンケート 地域アセスメントの共有 退院後支援事業

国や文京区の精神保健関連の施策と「にも包括」の構築に向けた取り組み

	国・文京区の動向	にも包括の構築に向けた取り組み
令和4年度	障害者・児計画の改訂に係る調査実施 大塚拠点開設	コア会議実施 普及啓発に繋がる活動として、「ピアサポート活動」をテーマに情報交換 ①地域移行支援検討会議 基盤整備量の検討に向け、長期入院後に退院した人の状況を検討、意見交換 長期入院者の実態把握と今後の支援に向けたアンケート調査を実施 ②実務者連絡会 単身生活サポート事業をテーマに、住まいを支える支援体制の構築に向けた検討、意見交換 ③地域生活安定化会議 事業を利用している個別ケースの事例検討を実施予定 こころサポーター養成講座（厚労省モデル事業）実施 5回開催、うち2回を大学生を対象として実施予定

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業（※））

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

■ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】（1は必須、2～11は地域の実情に合わせて選択実施）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

地域精神保健福祉連絡協議会

2. 普及啓発に係る事業

- 3. 精神障害者の家族支援に係る事業
- 4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- 5. ピアサポートの活用に係る事業
- 6. アウトリーチ支援に係る事業

令和4年度は厚労省のモデル事業として、「こころサポーター養成講座」を実施

7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

- 8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
- 9. 精神医療相談に係る事業 ※精神科救急医療体制整備事業からの組み替え
- 10. 医療連携体制の構築に係る事業
- 11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
- 12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
- 13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- 14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

令和元年7月よりモデル実施し、令和2年度より予算化して実施

- 令和元年度 地域精神保健福祉連絡協議会を協議の場として位置づけ
- 令和2年度 退院後支援事業開始
- 令和4年度 普及啓発事業として「こころサポーター」養成講座を実施

今後の地精協の取り組み方について

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
R2～5 「文の京」 総合戦略			精神障害者の地域における支援体制の構築・強化を図るため、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置するなど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。			
			【地域包括ケアシステムの構築】 <ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉関係者等の協議会（課題の整理と地域ビジョンの設定等） ●措置入院者等への退院後支援体制の整備 			
R3～R5 障害者・児計画				保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行う		
				文京区地域精神保健福祉連絡協議会の実施（年2回）		
H30～R5 保健医療計画	入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる支援体制を充実していきます。					
	【精神保健医療対策】 <ul style="list-style-type: none"> ●相談支援体制の充実（計画相談支援） ●精神障害者の地域生活支援体制の充実（地域安心生活支援事業、地域生活安定化支援事業、地域移行支援事業、地域定着支援事業、グループホームの拡充、自立支援医療費制度、精神障害回復途上者デイケア事業） 					
文京区 地域精神保健 福祉連絡協議会	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、優先度を決めて実施可能なものから協議・実施できるよう、保健・医療・福祉関係者等による議論を行う					
	○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議会として位置づけ			●地域アセスメントの共有（コア会議、他の会議体からの意見を集約）		
	○協議会に求められる役割を整理し、共有			●地域ビジョン（地域のあるべき姿）」と具体的な目標の設定		
	○地域の課題の共有のためのアンケートを実施			●役割分担と令和6年度以降のロードマップを作成 コア会議（試行）		コア会議（年数回）
				コア会議（年数回）	コア会議（年数回）	コア会議（年数回）